

環境局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 環境局における市民サービスを推進することを目的として、川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第8条に基づき、環境局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下、「局本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 局本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 局本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、環境局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、各部・室、環境総合研究所の長及び局の調整を所掌する課又はこれに準ずる課長若しくはこれに相当する職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、局本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、副本部長のうち本部長の指名する者がその職務を代理する。

(局本部会議)

第5条 局本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明

を求めることができる。

(庶務)

第6条 局本部の庶務は、庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、局本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。